

第2部 景観形成の進め方

2-1 景観形成の展開

(1) 主体ごとの役割と連携

① 主体ごとの役割

「市民等」、「事業者」、「活動団体」、「専門家」、「教育機関」、「行政」といった景観形成に関係する各主体が、次に示すそれぞれの役割を認識し、景観形成の取組を実践していきます。

【市民等（個人・地域）の役割】

市内に居住する人、市内の企業で働く人や市内の大学等に通う学生等

- 市民一人ひとりが景観づくりの主役であり、住まいや庭先の緑のしつらえ等の積み重ねが、地域全体の景観を構成していることを認識します。
- 日常の暮らしの中で景観に関心をもち、景観について学び、考え、良好な景観の形成に関する理解を深めながら、積極的に景観づくりに参加します。
- 自宅周辺や地域の美化・緑化等の景観形成活動に参加する等、身近な景観形成に努めます。
- 行政や市民活動団体等が実施する良好な景観の形成に関する施策や取組に協力します。
- 市民相互が良好な景観の形成に対する理解を深め、継続的に協力して景観づくりに取り組みます。
- 各地域で景観の将来像や景観形成の方向性を共有し、地域ごとの特徴に応じた良好な景観形成のためのルールづくり等に積極的に取り組みます。

【事業者の役割】

企業活動や開発事業を行う人

- 事業者の建築物や事業活動は西宮市の景観の構成要素の一つであることを認識し、建築行為や開発行為、事業活動等を行う際には、地域の景観との調和や良好な景観の形成に配慮した事業計画を立案して取り組むよう努めます。
- 事業者は市民の一員であることを認識し、店舗・事業所周辺の美化に努めるとともに、地域の景観形成活動への参加等を通じて良好な景観の形成や地域の活性化の取組に協力します。
- 市民との信頼関係を深め、行政の景観に係わる計画や施策に対して積極的に協力し、市民等及び行政との協働による景観形成に努めます。

【活動団体の役割】

NPO法人や民間団体等の団体

- 各活動団体は、それぞれの活動の中で、良好な景観の形成に貢献するよう努めます。
- 活動の成果を積極的に公開・発表する等、市民等の景観に対する意識啓発を図りながら、より多くの市民等を巻き込み、持続的な活動へとつなげていきます。
- 他の活動団体との情報交換や意見交換等の交流を通じて、さらなる活動の展開に努めます。
- 行政の景観に係わる計画や施策に対して積極的に協力し、市民等・事業者・行政の「つなぎ役」・「牽引役」として、三者が行う取組を支援するよう努めます。

【専門家の役割】

大学教員やコンサルタント等

- 景観に関する専門家は、その専門的な知識や経験をいかし、市民等や事業者、市民活動団体等が行う良好な景観づくりの取組の指導的役割を担います。
- 西宮市都市景観・屋外広告物審議会及び同審議会景観アドバイザー一部会に属する専門家は、良好な景観の形成にあたって必要となる施策や、建築・開発行為等におけるまちなみとの調和や景観向上のための計画やデザインについて、助言・指導を行います。
- 建築や自然、環境、歴史・文化、まちづくり等、西宮市の景観形成に関連する各分野の専門家は、各々の分野から西宮市の景観についての調査・研究を推進するとともに、相互に協力して、西宮市の景観のさらなる価値や魅力の解明や市民等への伝達を継続的に努めます。

【教育機関の役割】

小中学校や高校、大学等

- 小中学校や高校、大学等の教育機関は次代を担う子どもや若者たちに対し、西宮の景観の成り立ちや特徴を分かりやすく教えるとともに、自分たちが暮らす地域の景観の価値や魅力の発見につながる教育を行います。
- 公開講座や生涯学習の場等において、市民や事業者を対象に景観学習を実施し、良好な景観の形成に対する意識啓発に取り組みます。

【行政の役割】

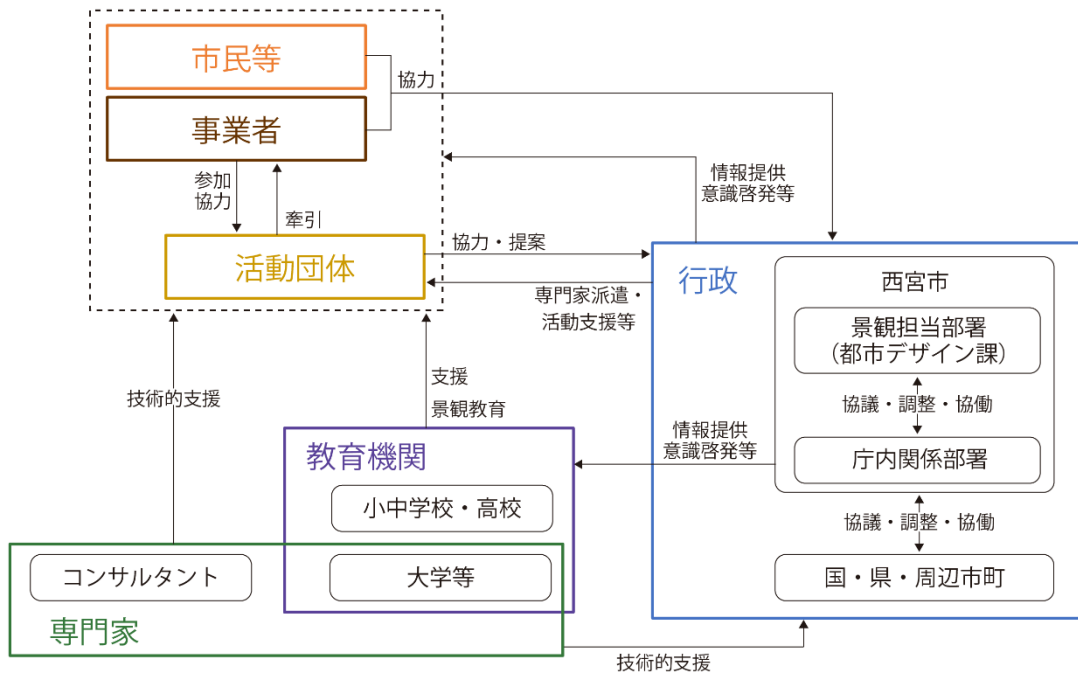
市・県・国及びその関係機関

- 市全域における良好な景観の形成を推進するための総合的な施策を立案し、自然環境・建築・土木・歴史・文化等の分野で横断的によりよい景観づくりに取り組みます。
- 景観形成に関する事業や計画の展開にあたっては、市民や事業者等の意見を聴きながら実施します。
- 公共施設の整備や維持管理等を通じて公共空間の景観の向上を図り、市民や事業者に対して、良好な景観の形成の模範となるような先導的な役割を果たします。
- 本計画の内容の積極的な広報・周知、景観学習の推進、良好な建築物等や活動への表彰等を通じて、市民、事業者等への景観づくりに対する意識啓発等に努めます。
- 市民等や事業者、市民活動団体による主体的かつ積極的な景観づくりの取組が進められるよう、情報提供や必要な制度・事業の整備、技術的な支援等の必要な措置を講じるよう努めます。
- 関係する多様な主体との協働による景観まちづくりを推進するための体制を整えます。
- 庁内関係部署をはじめ、国、県、周辺市町等の関係行政機関との連携を図り、協力して良好な景観づくりに取り組みます。

② 主体間の連携

景観形成にあたっては、景観形成に関わる各主体が連携・協力して取り組む必要があります。前項で示した役割を踏まえ、次図のような連携体制を築いていきます。

● 主体間の連携イメージ



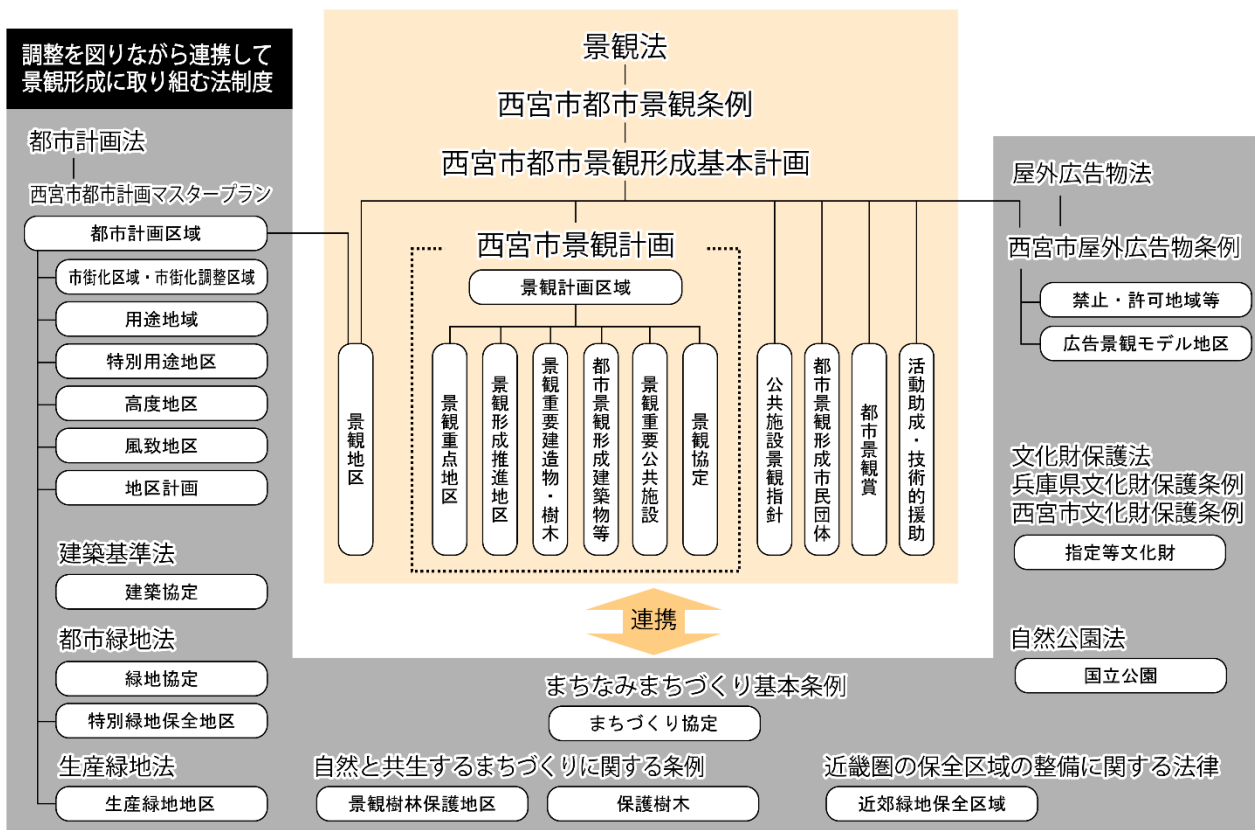
(2) 景観形成の展開方法

景観形成には、景観法や西宮市都市景観条例等の景観に直接関連する法制度だけでなく、さまざまな制度が関係します。

都市計画法による用途地域や特別用途地区等の土地利用計画制度や風致地区、高度地区等は、建築物等の高さや建ぺい率等を規定し、これらによって景観のベースが形成されます。そして、その上に、地区計画や景観重点地区、建築協定、緑地協定、まちづくり協定等による個別の地区特性に応じた景観の保全・形成や、屋外広告物法・西宮市屋外広告物条例による土地利用ごとの景観特性に応じた屋外広告物のコントロールが行われています。また、自然と共生するまちづくりに関する条例に基づく景観樹林保護地区や保護樹木、文化財保護法令に基づく指定等文化財等によって、地域固有の景観資源の保全が図られています。

したがって、関連部局と景観形成の方向性を共有し、これらの各制度との連携を図りながら景観形成の取組を展開していくことを基本とします。

● 西宮市の景観形成に関係する主な法令・制度



西宮市における景観形成は、「基盤となる景観形成」、「重点的な景観形成」、「景観形成活動の推進」の3層で構成し、それらの景観形成の施策・取組を各種制度等によって支えながら展開します。

【基盤となる景観形成】

市全域を対象に、西宮らしい景観をまもり、つくり、育てるために、最低限必要となる規制・誘導を図るものです。景観ゾーンや景観エリアの特徴を踏まえた上で、景観への影響の大きい大規模行為の景観形成、屋外広告物等の景観形成、公共施設の景観形成を実施します。

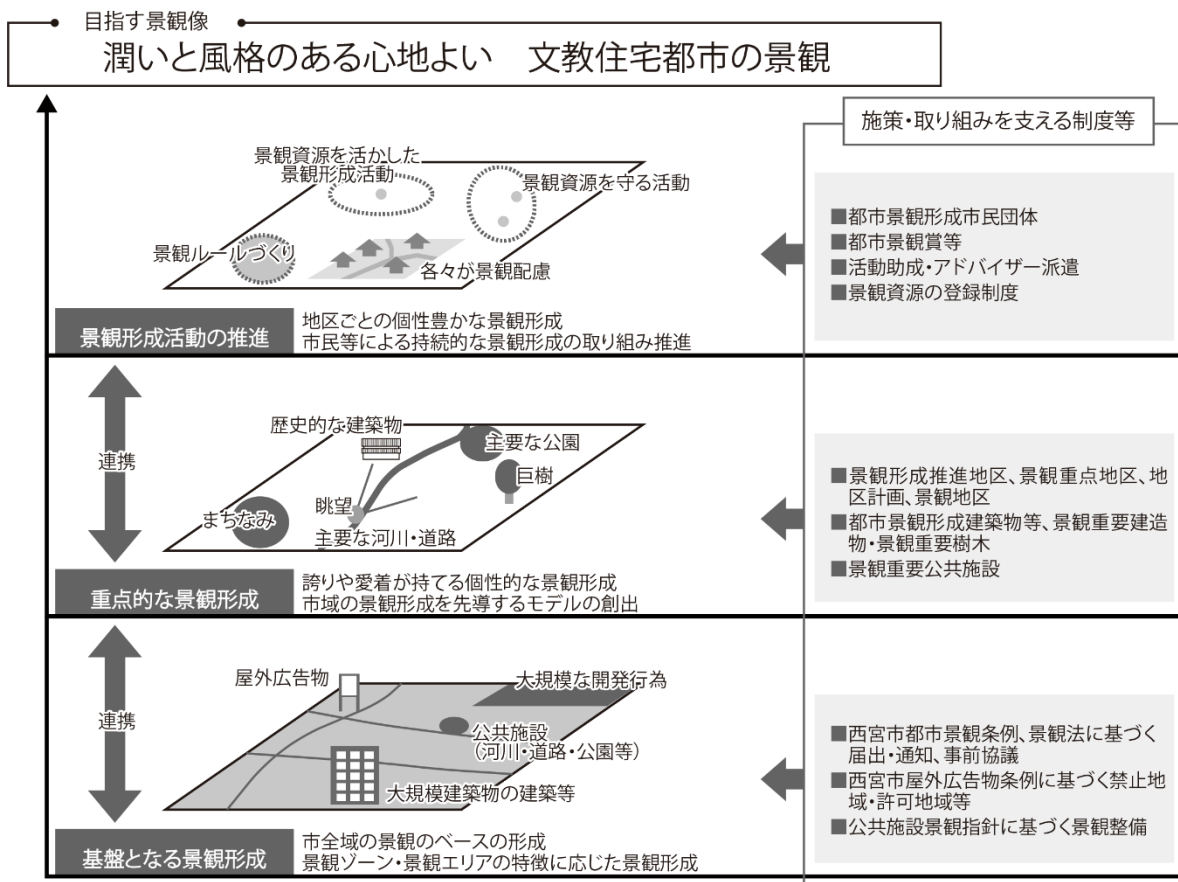
【重点的な景観形成】

特に重点的・優先的に景観形成を図ることにより、誇りや愛着が持てる個性的な景観の形成、市域の景観形成を先導するモデルの創出を図るものです。景観上重要な地区の景観形成、景観上重要な建造物や樹木等の景観形成、「にしのみや」らしさを感じられる眺望景観の保全・活用、地域の顔となる重要な公共施設の景観形成を実施します。

【景観形成活動の推進】

市民等による主体的な景観形成活動を推進し、地域ごとの個性豊かな景観形成を図るものです。意識啓発や取組支援等を通じて、地域ごとの景観ルールづくりや景観資源の保全・活用等を促します。

● 景観形成の進め方



2-2 基盤となる景観形成

(1) 大規模行為の景観形成

【大規模行為の景観形成の必要性】

大規模な建築物・工作物の建築等は、周辺の景観に大きな影響を与えるものとなります。景観への配慮なしに行為が行われると、人々に親しまれてきた山や海等への眺めを遮ったり、無機質・無表情で圧迫感を与える景観となったり、まちなみの連続性やスカイラインを分断してしまう等、これまでの良好な景観を一変させてしまう場合もあります。したがって、周辺との調和に配慮した規模や配置、形態・意匠・色彩等とし、敷地における季節感のある効果的な緑化等の工夫が求められます。

一方で、景観に与える影響が大きいということは、良好な景観形成の推進・展開のための新たな機会とも捉えることができます。良好な景観形成の先導的事例とすることで、西宮市の都市イメージの向上や、より良い地域景観へ誘導する要素となることが求められます。

【大規模行為の景観形成の方法】

<行為の届出>

景観法に基づく景観計画により、西宮市全域を対象に、一定規模以上の建築物の建築等・工作物の建設等に当たっては、事前の届出と協議を義務づけて、景観の規制・誘導を図ります。なお、西宮市景観計画に定める良好な景観形成のための基準への適合を義務付け、景観形成基準に適合しないと認められる場合には、市は必要な措置をとるよう助言・指導や勧告・変更命令等を行い、景観の規制・誘導を図ります。

<事前協議制度>

西宮市都市景観条例に基づき、事業者と行政が一体となって美しい景観形成を図るため、計画策定時及び設計時の早い段階から両者が協議を行います。また、特に規模が大きい行為等については、西宮市都市景観・屋外広告物審議会に設置する景観アドバイザー一部会にて助言・指導を受けることにより、地域の良好な景観拠点の形成を図ります。

<その他の制度>

事業者等から要望があれば、建築、ランドスケープ、色彩、デザイン等についての技術的等アドバイスを受けることができる景観デザイン相談員制度により、よりきめ細かな景観の誘導を図ります。

(2) 屋外広告物の景観形成

【屋外広告物の景観形成の必要性】

屋外広告物は、商業等の事業活動に欠かせないものである一方で、無制限・無秩序に掲出されると良好な景観が損なわれ、都市・地域の魅力の減退をまねきかねません。現に駅前や幹線道路沿道等では、数多くの屋外広告物が乱立し、景観のみならず安全性や広告物相互の認知性を阻害している地域も見られます。

屋外広告物の禁止・許可制度等を活用しながら周囲の景観と調和した節度あるデザインによる屋外広告物の掲出や地域の個性をいかした良質な屋外広告物の掲出を誘導し、魅力と活力を感じられる景観の創出を図ることが求められます。

【屋外広告物の景観形成の方法】

<禁止地域・許可地域等による規制・誘導>

市では、平成 28 年に景観計画の広告物基準に即した西宮市屋外広告物条例の改正を行っており、これに基づき規制・誘導を行っています。今後も、西宮市屋外広告物条例に基づく禁止地域・禁止物件の設定、屋外広告物の位置や形状、面積、材料、色彩、意匠等の許可基準に基づく許可制度等を通じて、より良い広告景観の形成を目指します。

<維持・管理>

G I S と連動した台帳・目録作成等を通じて、違反広告物の是正や撤去、適切なメンテナンス等の維持・管理のための仕組みづくりを検討していきます。

<公共広告物・サイン>

公共広告物・サインの設置にあたっては、「公共サインデザインマニュアル」に基づき、景観に十分配慮した案内性の高い広告物・サインの掲出を行います。また、必要に応じてより良い設置基準となるよう「公共サインデザインマニュアル」の見直しも検討していきます。

(3) 公共施設の景観形成

【公共施設の景観形成の必要性】

建築物や工作物と同様、公共施設も景観の重要な要素となります。

公共施設のうち、道路や河川、港湾、公園緑地等の都市基盤施設は、日常的に多くの人々に利用され、目に触れるものであることから、安全性や快適性だけでなく、地域の個性を反映した良好な景観を形成していきます。また、これらの公共施設の質の向上をとおして、市民等の景観に対する意識啓発を図ります。

【公共施設の景観形成の方法】

＜行為の通知＞

国の機関又は地方公共団体が行う行為については、大規模行為の実施にあたっては、あらかじめ市長にその旨を通知し協議することを義務付けています。また、この行為の通知も民間事業者の届出と同様に、西宮市景観条例に基づく通知及び、景観法に基づく通知の2段階で行うこととし、計画段階からの十分な事前協議を行うものとします。

＜西宮市公共施設景観指針への適合＞

西宮市では、「道路・橋梁」「公園・緑地」「河川・水路」及びこれらに付属する施設等の景観デザインの考え方や手法を示した「西宮市公共施設景観指針」（平成25年7月）と、同指針の内容を解説する「西宮市公共施設景観デザインマニュアル」（平成26年3月）を作成しています。これらについては、本計画を踏まえ、より充実した内容へと改訂していきます。

市が行う事業は、「西宮市公共施設景観指針」に適合するよう努めることとし、国・県等が行う事業についても、同指針に適合させるよう要請していきます。なお、同指針の対象となっていない公共建築物等の公共施設については、景観計画に定める景観形成指針・景観形成基準を適用します。

公共施設の整備等にあたっては、市民等に親しまれる施設整備に努めるとともに、必要に応じて西宮市都市景観・屋外広告物審議会のもとに設置する景観アドバイザー部会の助言・指導を受けることにより、デザインの向上を図ります。

※特に重要な公共施設については、景観重要公共施設に位置付けて景観の整備を推進します。

➡ 2-3 (4) 参照

2-3 重点的な景観形成

(1) 景観上重要な地区における景観形成

【景観上重要な地区における景観形成の必要性】

文教住宅都市である本市において、「にしのみや」らしい「潤いと落ち着きのある緑豊かな住宅景観」のイメージが共有できていないことが大きな課題であることから、まずはそのモデルをしっかりと作り上げ、共有していくことが求められます。

また、自然と調和した良好な景観が形成されている地区や歴史的なまちなみ等の「特色ある景観を保全・再生する地区」、駅前や幹線道路の沿道等の「地域の顔として景観を整える地区」、新たな住宅開発地区等の「新しい景観を創出する地区」は、各地域の個性を反映した景観形成の拠点やモデルとなる地区であり、景観形成の考え方や方法を市全域に共有していくことや、住宅景観を中心とした西宮の中に多様な魅力を創り出していくことが期待されます。

【景観上重要な地区における景観形成のための施策】

景観の特徴や地区の実情等に応じて、「景観形成推進地区」（新設）、「景観重点地区」、「地区計画」、「景観地区」等の各制度の活用を促進するとともに、景観整備に係る各種事業等を重点的に実施し、制度と事業の両輪により、効果的な景観形成を推進していきます。

● 景観上重要な地区における景観形成のために積極的な活用を促進する制度

名称	根拠法令等	特徴
景観形成推進地区	西宮市都市景観条例 景観法	<ul style="list-style-type: none"> 地区独自の特性をいかした景観形成を積極的に推進していくことが望ましい地区を市が任意で指定します。 西宮市都市景観条例と景観法に基づく届出制度により景観誘導を図り、将来的に景観重点地区等の指定を検討します。
景観重点地区	西宮市都市景観条例 景観法	<ul style="list-style-type: none"> 地区独自の特性をいかした景観形成を重点的に図る必要のある地区について、住民の合意形成のもと市が指定します。 西宮市都市景観条例と景観法に基づく届出制度により景観誘導を図ります。
地区計画	都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> 地区施設の整備や土地利用等を含めた総合的な視点からの景観形成が特に必要な地区を、地区住民等の合意形成のもとに、市が都市計画に定めます。 地区施設の整備及び建築物等の整備、土地の利用等を総合的に計画した「地区整備計画」に基づき、建築行為や開発行為を適正に規制・誘導することで、良好な景観形成を図ります。
景観地区	景観法 都市計画法	<ul style="list-style-type: none"> 本市を代表するような景観的特徴を有する等、景観上極めて重要な地区を、地区住民等の合意形成のもとに、市が都市計画に定めます。 建築物等の形態や色彩その他の意匠といった裁量性が求められる事柄について担保力の強い認定制度により、きめ細かな景観の形成を図ります。
その他協定等	景観法 建築基準法 都市緑地法	<ul style="list-style-type: none"> 「景観協定」、「建築協定」、「緑地協定」等の各種協定については、将来的に「景観重点地区」や「地区計画」等に移行することを視野に入れながら、市民等による景観形成のきっかけづくりとして活用します。 現在既に協定を締結している地区については、順次「景観重点地区」や「地区計画」等への意向の検討を進めます。

関西学院周辺地区 ～景観地区、地区計画の活用～

関西学院周辺地区では、令和2年6月に景観地区と地区計画を都市計画決定しました。

関西学院周辺地区は、甲山山麓の上ヶ原台地に立地し、関西学院西宮上ヶ原キャンパスのスパニッシュ・ミッション・スタイルにより統一された美しい建築物群や学園花通りから正門、中央広場、時計台、甲山を見通す眺望等、西宮市を代表する景観が見られます。また、周辺には緑豊かでゆとりがある閑静な住宅地が広がり、キャンパスと一体となって文教住宅都市西宮のイメージを体現する景観が形成されています。

このような景観を保全・育成し、文教住宅都市としての西宮市のイメージの継承と向上を図ることを目的として、景観地区による建築物・工作物の形態意匠の誘導や緑化の推進等と、地区計画による適切な土地利用の誘導等の両輪により、良好な景観保全と形成を推進しています。

なお、令和元年8月には、時計台（大学博物館、学院史編纂室）及び中央広場と、ランバス記念礼拝堂を景観重要建造物に、また、キャンパス内の主要な樹木44本を景観重要樹木に指定しています。



(2) 景観上重要な建造物や樹木等の保全

【景観上重要な建造物や樹木等の保全の必要性】

伝統的な建築様式で歴史的価値が高い建造物や文教住宅都市のイメージを形成する近代洋風建築、地域に親しまれ、シンボルになっている建造物、また、巨樹・巨木や寺社の寺叢・社叢等は、景観のランドマークやアクセントとなり、その歴史・文化的な背景と相俟って景観に深みと奥行きを与えます。

これらは、市や地域において、市民が誇りや愛着が持てる個性的な景観を形成するための重要な要素となり得るものであることから、適切に保全し、景観の核として育てていくことが求められます。

【景観上重要な建造物や樹木等の保全のための施策】

西宮市の景観を特徴づける特に重要な建造物や樹木等について、「都市景観形成建築物等」「景観重要建造物・景観重要樹木」「保護樹木」「景観樹林保護地区」「指定等文化財」等の各種制度を活用して、積極的に保全を図ります。

市では、調査や専門家の意見、所有者や市民活動団体等からの提案を踏まえながら、保全のための各種制度による指定等を継続的に検討するとともに、指定した建造物等については、修復や保全のための助成や技術的支援を行います。

● 景観上重要な建造物や樹木等の保全のために積極的な活用を促進する制度

名称	根拠法令等	特徴
都市景観形成建築物等	西宮市都市景観条例	<ul style="list-style-type: none"> 都市景観の形成を図るうえで重要な価値があると認める建築物又は工作物（これらの敷地や敷地内の他の建築物、工作物、木竹等を含む）を市が指定します。 指定物件についての保全計画を定め、現状変更にあたっては届出を義務付け、保全計画に適合するよう助言・指導を行います。
景観重要建造物 景観重要樹木	景観法 西宮市都市景観条例	<ul style="list-style-type: none"> 地域の個性ある景観づくりの核として、その維持・保全及び継承を図るために、地域の景観上特に重要な建造物（建築物及び工作物）や特に重要な樹木を、景観計画に定める指定の方針に即して、市が指定します。 現状変更にあたっては許可を受ける必要があります。また、条例に定める管理基準に従い適切に管理する必要があります。
保護樹木	自然と共生するまちづくりに 関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 市街地又はその周辺に所在する樹木で、美観風致を維持するために保全することが必要であると認めるものを市が指定します。 保護樹木に対して影響を与える建築物・工作物の建築等や保護樹木の伐採、損傷、移植をする場合には届出を義務付け、必要な措置について指導・勧告を行います。
景観樹林保護地区	自然と共生するまちづくりに 関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 市街地又はその周辺の景観の優れた樹林の所在する地域であって、良好な自然環境の確保と市街地における美観風致を維持するために保全することが必要であると認めるものを市が指定します。 地区内で建築物や工作物の建築等や木竹の伐採等の自然環境の保全に影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には届出を義務付け、必要な措置について指導・勧告を行います。
指定等文化財 (有形文化財 天然記念物等)	文化財保護法 兵庫県文化財保護条例 西宮市文化財保護条例	<ul style="list-style-type: none"> 歴史上・芸術上価値の高い建造物や学術上価値の高い植物等を対象に、国・県・市が指定や登録を行います。 現状変更にあたっては、指定文化財は許可制、登録文化財は届出制により保護を図ります。

(3) 「にしのみや」らしさを感じられる眺望景観の保全・活用

【「にしのみや」らしさを感じられる眺望景観の保全・活用の必要性】

多くの人々が住みたい、住み続けたいと思う魅力的な生活環境を維持・向上していくためには、西宮市の景観の魅力をつかりやすく感じられるものにしていく必要があります。そのためには、西宮市の景観構造や、自然環境や歴史・文化環境、社会環境の関係を理解し、良好に保全・継承していくことが重要となります。

眺望景観はそれらを共有できる最もつかりやすい対象のひとつであり、市内外の人々が抱く西宮市の都市イメージに直結し得るものです。したがって、「にしのみや」らしさを感じられる眺望景観を適切に保全し、生活資源・観光資源としての積極的な活用並びに西宮市の都市イメージのより一層の向上を図ることが求められます。

【「にしのみや」らしさを感じられる眺望景観の保全・活用のための施策】

「にしのみや」らしさを感じられる眺望景観については、西宮市都市景観条例に基づく景観形成推進地区や景観重点地区等を活用するとともに、関連する各種制度との連携のもとに視点場・視対象・眺望空間のそれぞれの景観形成を進め、眺望景観の保全を図ります。

＜眺望景観の保全・形成のため考えられる主な措置の例＞

- ・景観地区や景観重点地区、地区計画等を活用した視点場や眺望空間の保全・形成
- ・屋外広告物条例に基づく屋上広告物をはじめとした屋外広告物の規制・誘導による眺望空間の保全
- ・高度地区との連携による眺望空間の保全
- ・生産緑地地区制度や各種農業施策との連携による広がりのある眺望景観を創り出す農空間（眺望空間）の保全
- ・自然公園や都市公園との連携による視対象となる六甲山系の山並みや甲山の自然環境の保全や視点場の景観形成
- ・景観上重要な建造物・樹木等の保全のための各種制度（前項参照）の活用による、視対象となる景観資源の保全・形成

(4) 地域の顔となる重要な公共施設の景観形成

【地域の顔となる重要な公共施設の景観形成の必要性】

公共施設の中でも、市域内外の多くの人々に利用され、都市や地域の顔となるような重要な道路、公園等の都市基盤施設については、良好な居住環境の形成のみならず、西宮市の都市イメージや、誇りや愛着が持てる個性的な景観の形成にとって、特に重要な役割を果たすものであることから、重点的に景観形成を図っていくことが求められます。

【地域の顔となる重要な公共施設の景観形成のための施策】

本市の景観構造の骨格を成し、地域の顔となる重要な道路・河川・都市公園・海岸・港湾を対象に、景観重要公共施設の候補を選定して、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき、景観重要公共施設として位置付けることを検討します。

なお、景観重要公共施設については、景観計画において整備に関する事項を定め、それらに基づいて、公共施設とその周辺の土地利用の調和を図りながら、良好な景観形成を推進します。

2-4 景観形成活動の推進

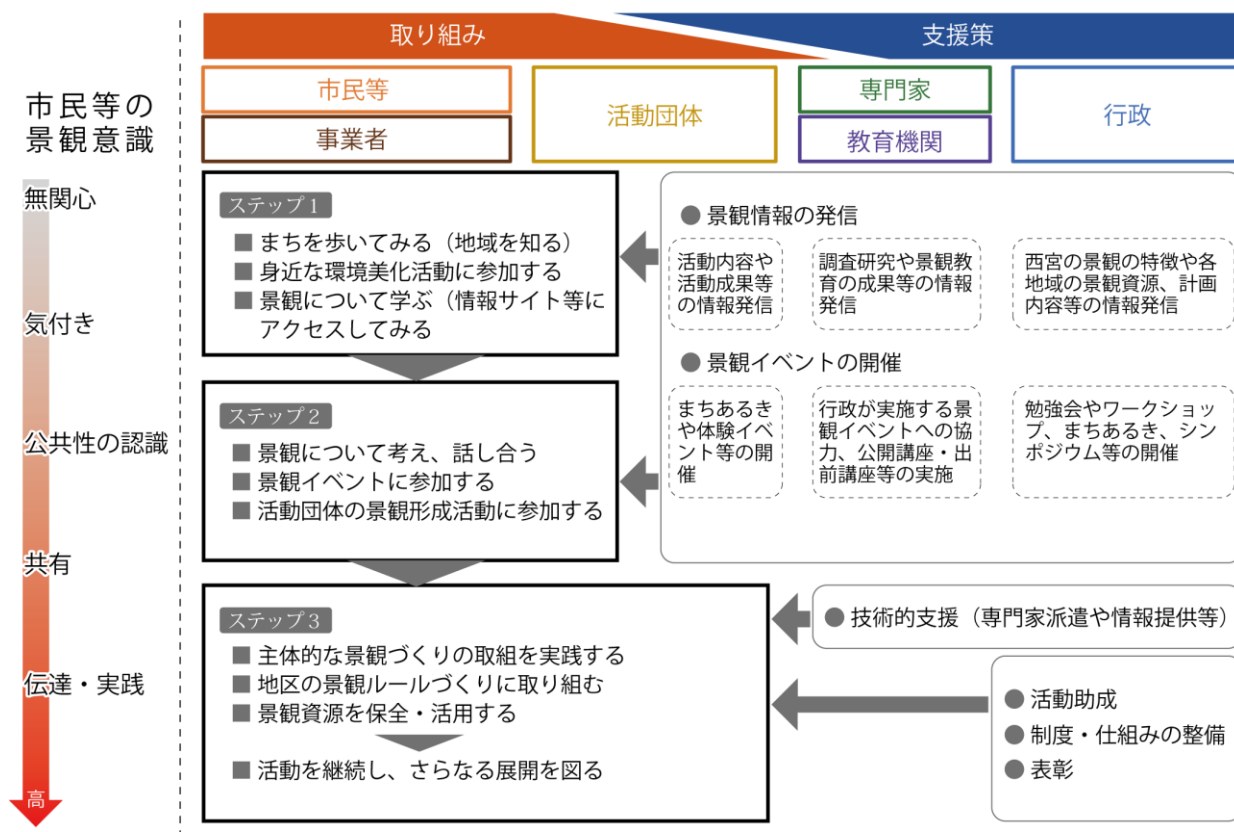
(1) 活動推進に向けた展開イメージ

景観形成は長期にわたって持続的に取り組んでいくことが大切です。

市民等の景観意識には、景観を意識していない「無関心」、景観を意識化する「気づき」、景観はみんなのものであるという「公共性の認識」、景観は自分たちのものであるという景観の「共有」、市民等が自ら啓発者となって伝えていくとともに、実践していく「伝達・実践」の5つの段階があります。

市民等が主体となって、さまざまな形で景観形成に取り組んでいけるよう、市民等の景観意識の熟度に応じた各種支援策を実施していきます。

● 市民等の景観意識に基づく段階的な景観形成の展開



まちを歩いてみる
(まちあるきイベント等)



景観について学ぶ
(高校生向け景観出前講座等)



景観について考え、話し合う
(ワークショップ等)



地区の景観づくりに取り組む
(ガイドライン作成やまちづくり協定の締結等)

(2) 行政による支援方策

① 継続的で分かりやすい啓発

ステップ1～2

多くの市民等に景観形成への興味や関心を抱いてもらい、さまざまな形で関わっていく意識をもってもらうため、情報発信やイベント開催等のさまざまな取り組みを実施します。

- 市広報や市ホームページ、各種パンフレット等を活用した情報発信
- 参加・体験型イベントやシンポジウムや景観写真展等の普及啓発イベントの開催・協力
- 本計画や景観計画の内容を分かりやすく解説するためのガイドラインや手引きの作成

② 景観形成を担う人材の育成

ステップ1～2

景観形成を担う人材育成を図るため、さまざまな主体に対して、景観に関する学習機会を提供していきます。特に、次世代を担う子ども向けの事業や総合学習との連携等により、子どもの頃から景観やまちなみに関する意識をもてる取り組みを行います。

- 学校教育や生涯学習等と連携した景観教育の実施
- 市民等を対象とした勉強会、研究会の開催、出前講座の実施

③ 景観資源の保全・活用の促進

ステップ2～3

景観資源のデータベース化を図り、市民等による自発的な活動のきっかけとなる景観資源情報を多様な形で発信します。また、景観資源と保全・活用の取組をセットで登録し、継続的な保全・活用の取組を積極的に支援していただけるような新たな価値づけ制度の創設を検討します。

- データベース化を行った景観資源の情報の公開・発信等の実施
- 「(仮称)西宮景観資産」制度の検討

④ 活動団体の認定と活動の支援

ステップ3

優れた都市景観の形成を目的として活動する市民団体を都市景観形成市民団体に認定し、その活動を積極的に支援します。

- 都市景観形成市民団体の認定、認定団体に対する専門家派遣や情報提供、活動助成等
- 活動内容に応じたさまざまな関連法制度を活用した活動支援（広告景観モデル地区等）

⑤ 景観形成に向けたまちづくりの支援

ステップ3

地区計画、景観重点地区指定、まちづくり協定の指定に向けたルール作りに取り組む地域の活動を積極的に支援します。

- 地域へ専門家の派遣、活動助成、情報提供の実施

⑥ 美しい景観形成に寄与する建築物や景観形成活動等への表彰

ステップ3

景観形成に対する市民等の意欲の向上を促すため、良好な景観の形成に寄与する優れた建築物や景観形成活動等を表彰し、広く周知する取組を進めます。

- 西宮市都市景観賞
- 受賞した建築物や活動等の景観情報サイトやパンフレット等を用いた周知

資料

資料 用語の解説

あ	アイストップ	街角や見通しの良い通り景観の正面にある、人の視線を引きつける山や建築物、樹木などの対象物。
	ウォーターフロント	海、河川などの水際に近接する区域のことで、特に都市部の水辺地区の整備に関連して使用されることが多い。
	オープンスペース	都市部での建築物に覆われていない空間を総称して呼ぶ。狭義には、大規模なビルなどに設けられる空地で、歩行者用通路や植栽などを整備した空間を指す。
	屋外広告物	常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
	屋外広告物法	良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とした法律。（昭和 24 年 6 月制定）
	尾根	山頂と山頂をつなぐ峰筋。また、谷と谷に挟まれた山地の一番高い部分の連なりのこと。
か	丘陵	なだらかな起伏の低い山が続く地形のこと。
	近郊緑地保全区域	「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」により、無秩序な市街化の防止や、地域住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地、観光資源等の保全などを目的として指定させる区域。
	景観アドバイザー部会	都市景観を構成するものの具体的な計画又は設計に対して専門的立場から助言又は指導を行う西宮市都市景観・屋外広告物審議会内の部会。
	景観協定	「景観法」に基づき、良好な景観を形成するため、一定区域の土地所有者等の全員の合意により、建築物・工作物・屋外広告物の形態・意匠や、緑化などに関するルールを決め、そのルールを市が認定する制度。
	景観計画	「景観法」に基づく施策を進めるために定める法定計画。定める事項は、対象となる区域、区域内での景観形成に関する方針、行為の制限、景観重要建造物等の指定の方針など。
	景観計画区域	「景観法」による景観計画の対象とする区域。区域内での建築物の建築等には届出・勧告などによる緩やかな規制・誘導を行う。景観法に基づく条例を定めると、建築物や工作物の形態意匠については変更命令など厳しい指導を行うことも出来る。
	景観形成推進地区	景観計画区域のうち、地区独自の景観形成を積極的に推進していくことが望ましい地区について、西宮市都市景観条例に基づき市が任意に指定する地区。地区独自の景観形成指針（景観形成基準は一般地区と同じ）により、地区の個性や特性をいかした景観形成を誘導し、将来地区住民の機運が高まれば、景観重点地区への移行を目指す。

景観構造	景観を構成する要素の関係性や配置のこと。本計画では、①景観ゾーン・景観エリア、②景観軸、③景観核・景観拠点、④眺望ポイントの構成要素をもとに本市の景観構造を設定している。
景観重点地区	景観計画区域のうち、地区独自の景観形成を重点的に図る必要のある地区について、西宮市都市景観条例に基づき地区住民の意見を聴いたうえで指定する地区。地区独自の景観形成基準と景観形成指針により、地区の個性や特性をいかした景観形成を誘導する。
景観重要建造物・景観重要樹木	景観計画で定める景観計画区域内で、地域の個性ある景観づくりの核として維持・保全および継承を図るために指定する、地域の景観上重要な建造物又は樹木。外観等の変更には市長の許可が必要となり、所有者は、維持・管理のための助言・援助を求めることが出来る。
景観重要公共施設	景観計画区域内で、良好な景観形成のために重要なものとして指定された道路、河川、都市公園、海岸、港湾等の公共施設。整備する際に景観上配慮すべき事項や、施設内の占用許可の際の高さ・形態意匠などの許可基準を定めることが出来る。
景観樹林保護地区	本市の「自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づき指定された、市街地またはその周辺の景観の優れた樹林の存在する地域であって、良好な自然環境の保護と市街地における美観風致を維持するため、保全することが必要な地区のこと。
景観地区	市街地等の良好な景観の形成を図るため、都市計画に定める地区。建築物の形態意匠、高さの最高（最低）限度、壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度を定め、地区内での建築等については市長の認定が必要となる。規定に違反した建築物には工事停止命令や是正命令を出すことが出来る。別途条例を定めることにより、工作物や開発行為等についても規制対象とすることが可能となる。
景観法	良好な景観の形成に関する基本理念及び国、地方公共団体、事業者、住民の責務を定めるとともに、景観計画、景観計画区域、良好な景観の形成のための規制や支援のしくみなどを定めた、わが国で初めての景観に関する総合的な法律（平成16年6月制定）。景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律と合わせて、景観緑三法と呼ばれる。
建築協定	区域内の環境利便性の維持、向上を図るため、「建築基準法」及び「西宮市建築協定条例」に基づき、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態等について、区域内の土地所有者等の合意により結ばれた協定。
公共サインデザインマニュアル	公共サインについて、文教住宅都市にふさわしいまちなみを創出することを目的に、情報をわかりやすく伝えるためのデザインや、効果的な配置についてのルールを定めた本市マニュアル。
公共施設景観指針	本市で整備される公共施設のうち、「道路・橋梁」「公園・緑地」「河川・水路」及びこれらに付属する施設等の整備について、良好な都市景観の形成を図ることを目的とし、景観デザインの考え方や手法を示したもの。

	広告景観モデル地区	「西宮市屋外広告物条例」に基づき、本市において広告物等と地域景観との調和を図ることが特に必要であると認める地区
	高度地区	市街地の環境維持や土地利用の合理的な増進を図るため、「都市計画法」により建築物の高さの最高（最低）限度を定める地区。
さ	彩度	色の三属性（色相・明度・彩度）の一つで鮮やかさの度合いをいう。色みが明瞭な色は彩度が高く、くすんだ色は彩度が低くなる。
	GIS	地理情報システム（GIS : Geographic Information System）。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。
	修景	建造物等の美観を向上させるために行う、仕上げ材の工夫や景観上好ましくない部分の目隠しなどの対策。植栽による修景を緑化修景という。
	シンボルツリー	庭などの植栽帯に植えられ、その敷地のシンボルになる樹木のこと。
	スカイライン	山並みの稜線等の地形、建築や建築群が形成する屋根の輪郭と空との境界線。
	スパニッシュ・ミッション・スタイル	本来はアメリカ・カリフォルニア州の太平洋沿岸のEl Camino（王の道）と呼ばれる要路にそって点在する、18世紀から行われたカトリック伝道の拠点となったミッション（修道院）の建築様式にちなむもので、クリーム色外壁とスペイン風赤瓦を特色としている。（関西学院辞典より引用）
	生産緑地地区	「生産緑地法」に基づき、市街化区域内において、農林漁業と調和した都市環境の保全などの生活環境の確保に相当の効果があり、かつ、公共施設等のための多目的保留地としての機能を持つ、すぐれた農地等を都市計画上の地域地区として位置づけて計画的に保全しようとする制度。
	生物多様性にしのみや戦略	人間活動や開発による影響や、地球温暖化による影響などによる、豊かな自然や生物の多様性に及ぼす影響が懸念される事態の進行状況を踏まえ、市内の自然環境や生物多様性に関してこれまでに実施してきた取り組みを体系的に整理し、市民・事業者・行政が共有できる基本指針として定めたもの。
	生物保護地区	本市の「自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づき、野生動物の生息地又は生育地で、野生生物の保護又は繁殖を図るために保全することが必要であると認め、指定した地区。
た	第3次西宮市環境基本計画	環境学習都市宣言の理念の実現のため、本市環境行政のマスタープランとして、環境の保全に関する目標や環境施策を推進するための基本的な指針を定めたもの。
	第3次西宮市産業振興計画	商業、工業、観光等の分野における施策・事業の具体的な方向性を明らかにすることにより、戦略的・計画的に本市の産業・観光施策を推進し、今後の西宮市の地域経済の持続的な成長を確たるものにしていくための指針を定めたもの。
	第5次西宮市総合計画	本市の最上位計画であり、長期的なまちづくりの基本的方向と、施策や事業を総合的、体系的に示すもの。
	段丘	川・湖沼・海・谷筋に沿って分布する階段状の地形のこと。

地域核	商業、医療、福祉等の日常生活の拠点として誘導に努める主要な鉄道駅等を中心とする商業地等のエリア。「西宮市の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」で位置づけられている。
地区計画	地区内の住民等が主体となって、まちづくりの目標やルール等を都市計画に定めるもの。地区計画は、地区という小さな単位で、道路、公園、歩道状空地等の地区内の公共施設の配置や「建築物の用途の制限」や「建築物の高さの最高限度」、「建築物等の形態・意匠の制限」といった建て方のルールを、実情に応じて詳細に定めることができるため、地区の住環境の保全や地区に相応しいまちづくりの積極的な誘導を図ることができる。
鳥獣保護区・特別保護地区	「鳥獣の保護及び狩猟に関する法律」に基づく、鳥獣の保護や繁殖を図るために必要な区域のこと。鳥獣保護区では、鳥獣の捕獲が禁止され、また、鳥獣保護区内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定し、この区域内では木竹の伐採、工作物の設置等が規制される。
眺望景観	特定の視点場から眺めることができるランドマークなど特定の視対象及び眺望空間から構成される景観。
特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市における良好な自然的環境となる緑地において、より豊かな緑を将来に継承するため、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地を指定することができる。
都市核	商業・業務や教育・文化、行政、医療・福祉等の複合的な都市機能が集積し、市民生活や都市活動の拠点となるエリア。「西宮市の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）」で位置づけられている。
都市景観形成建築物等	「西宮市都市景観条例」に基づき、都市景観の形成を図るうえで重要な価値があると認める建築物又は工作物を指定、保全し、地域景観の核とするもの。
都市景観形成市民団体	「西宮市都市景観条例」に基づき、一定の地区における都市景観の形成を目的とした市民団体を認定する制度。
都市景観賞	「西宮市都市景観条例」に基づき、都市景観の形成に寄与する建築物や工作物、活動などを表彰し、優れたデザインの普及や意識の向上を図るための表彰制度。平成2年創設。
土地区画整理	整備が必要とされる市街地の一定の区域内において、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供（減歩）してもらい、これを道路・公園などの公共施設用地等に充てて面的に整備することにより、土地（宅地）の利用価値を高め、健全な市街地の形成を図ること。
西宮市総合交通戦略	文教住宅都市としての魅力をさらに高めるため、多極ネットワーク型のコンパクトなまちづくりに向けた交通関係施策について、「参画と協働」や「選択と集中」の考え方も取り入れながら、分野横断的に取り組むことにより、各施策の効果をより有効に発現させることを目的とした計画。

西宮市地域防災計画	「災害対策基本法」に基づき、西宮市及び防災関係機関などがお互いに協力して、災害に対する各種対策（予防・応急・復旧）に関する事項を定め、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とした計画。
西宮市道路整備プログラム (令和元年度～令和10年度)	都市計画道路の整備事業の他に、防災機能拡充のための無電柱化、鉄道との立体交差化、老朽化した道路の改良や歩行者・自転車の通行空間の改良など、道路の再整備（リニューアル）事業を対象として、10年間の道路整備の方針を定めたもの。
西宮市都市景観・屋外広告物審議会	美しい都市景観を形成するために、西宮市都市景観条例及び西宮市屋外広告物条例に定める景観及び屋外広告物に関する重要事項などを調査審議する、有識者等で構成された本市の附属機関。
西宮市農業振興計画	「都市農業振興基本法」に基づき定める、都市農業や農地を貴重な地域資源であることを改めて認識し、地域に求められる農業の姿を、みんなで考えていくための、本市の農業の進むべき方向を照らす発展の礎となる計画。
西宮市文化財保存活用地域計画	「文化財保護法」に基づく、本市の文化財を受け継ぎ、未来へつなぐために、地域全体で文化財の保存・活用に取り組むための計画。
西宮市みどりの基本計画	「都市緑地法」に基づき定める、本市における公園緑地の整備や維持管理、緑化の推進、自然環境・生物多様性の保全などの取組を総合的に実施するための計画。
にしのみや住宅マスタープラン	「文教住宅都市・環境学習都市西宮」の住まい・住環境として目指すべき将来像、今後の住宅政策の基本的な方針、市民・各種団体・事業者・NPO・行政それぞれが実践すべき役割を示し、共通認識を持つことで、市民が豊かな住生活を実現するための「住まいづくり」を促し、また「魅力ある地域づくり」につながる「住環境の整備」を誘導する計画。
西宮市立地適正化計画	「都市再生特別措置法」に基づき定める、今後の人口減少や超高齢社会等の都市の課題を見据え、鉄道駅等の拠点を中心に一定の人口密度を維持することで、市民生活に必要な生活サービス施設や交通ネットワークを維持するなど、誰もが暮らしやすいコンパクトな都市構造の維持や持続可能な都市経営を図るため策定した計画。
西宮都市計画マスタープラン	本市が目指すまちの将来像や地域の個性を活かしたまちづくり実現への都市計画の取り組みの方向性を示しており、市民、事業者、行政が目指すまちの将来像を共有し、参画と協働によるまちづくりを進めていくための指針。
は 阪神間モダニズム	明治時代後半から昭和初期にかけて、阪神間を中心とする地区に発展した高級邸宅街を土台に育まれた、近代的な芸術文化や生活様式とその時代を指す。
風致地区	都市部に潤いを与え、緑豊かな住環境を作り出す樹林地、水辺などの自然的景観を維持するために都市計画に定める地区。建築物・工作物の高さや建ぺい率、敷地境界からの後退距離、緑地率などの制限があり、建築等の行為には市長の許可が必要。
ブルバール	並木や植樹帯を伴った装飾性の強い大きな遊歩道のこと。

保護樹木	本市の「自然と共生するまちづくりに関する条例」に基づき、市街地またはその周辺に所在する樹木のうち、美観風致を維持するために保全するよう指定した樹木。
ま まちづくり協定	地区計画や景観重点地区で定めているルールを補完することを目的に、「西宮市まちなみまちづくり基本条例」に基づき、地域住民等が地区のまちなみや住環境の保全、向上のために守るべき事項を定め、自ら運営する制度。
や 容積率	建築物の延べ面積（各階の床面積の合計）の敷地面積に対する割合を表したものの。
ら ランドスケープ	風景、景観のことをいい、建造物だけでなく水辺や緑地、道路などの公共空間等も含めた視覚的環境を表す。
ランドマーク	規模・形態などから、周囲のものの中でひととき目立ち、土地や場所の目印になるもの。一般的には、市民に親しまれ印象に残りやすい山や建築物などを示す。
流通産業団地	「都市計画法」に基づく地域地区のひとつで、都市における流通機能の向上、交通の円滑化を図るため、流通関連施設を集約的に立地させる地区。
緑地協定	「都市緑地法」に基づき、都市計画区域内にある一定規模の一団の土地所有者全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全、緑化の推進に関する協定。対象区域、樹木を植栽する場所や種類、違反した場合の措置等を決め、認可の公告後その区域に移転してきた者に対しても効力がある。

資料 景観重要建造物・都市景観形成建築物等指定一覧 (令和4年4月1日現在)

景観重要建造物名称	指定年月日
関西学院大学：時計台（大学博物館、学院史編纂室）及び中央広場	令和元年 8月 14日 西宮市告示甲第 602号
関西学院大学：ランバス記念礼拝堂	令和元年 8月 14日 西宮市告示甲第 603号
都市景観形成建築物等名称	指定年月日
武庫川学院：第三学舎（旧甲子園ホテル）	平成 2年 11月 1日 西宮市告示甲第 222号
関西学院大学聖和キャンパス（旧聖和大学）：4号館及び旧宣教師館	平成 4年 3月 2日 西宮市告示甲第 465号
芝辻 崇邸	平成 5年 12月 24日 西宮市告示甲第 522号
夙川カトリック教会 聖堂	平成 21年 6月 1日 西宮市告示甲第 210号
西口 昌利邸	平成 23年 3月 16日 西宮市告示甲第 744号
旧山本家住宅（山本清記念財団会館）	平成 23年 9月 27日 西宮市告示甲第 408号
濱甲子園倶楽部会館（浜甲子園安心コミュニティプラザ）	平成 23年 11月 2日 西宮市告示甲第 489号
松山大学温山記念会館（旧新田長次郎邸）	平成 25年 2月 22日 西宮市告示甲第 987号
浦 邸	平成 31年 3月 26日 西宮市告示甲第 1367号
関西学院大学：学院本部棟、経済学部棟、文学部棟、神学部棟	令和元年 8月 14日 西宮市告示甲第 604号
関西学院：高中部本部棟	令和元年 8月 14日 西宮市告示甲第 606号
関西学院大学：大学正門	令和元年 8月 14日 西宮市告示甲第 608号
関西学院大学：旧大学本館門柱	令和元年 8月 14日 西宮市告示甲第 610号
六角堂	令和 3年 6月 22日 西宮市告示甲第 358号

資料 西宮市都市景観賞 過去受賞作品一覧 (令和4年4月1日現在)

	名称及び所在地	建築主/代表者	設 計 者	施 工 者	部門
第1回表彰 平成2年度	白鹿記念酒造博物館 (鞍掛町 8-21)	(財)白鹿記念酒造博物館	(株)大林組本店一級建築士事務所	(株)大林組	建築物
	万樹庵 (愛宕山 4-8)	(株)竹中工業所	美建設計事務所	(株)三木組	建築物
	三基商事(株)西宮工場 (鳴尾浜 3 丁目 12-4)	三基商事(株)	天藤建築設計事務所 美建設計事務所	三基建設(株)	建築物
	上甲東園くすのき建築協定運営委員会 (上甲東園 1~2 丁目の一部)	相馬達雄			行為
第2回表彰 平成9年度	阿部 邸 (上甲東園 1 丁目 9-4)	阿部龍一 阿部 淳	(有)アーキテック 橋本修英	(株)あめりか屋	建築物
	大関(株)恒和蔵 (今津社前町 6-31)	大関(株)	(株)安井建築設計事務所	(株)竹中工務店	建築物
	関西学院大学講義棟 A~F 号館・新大学図書館 (上ヶ原一番町 1-155)	(学)関西学院	(株)日本設計関西支社	(株)大林組 (株)竹中工務店	建築物
	桜町の家 (桜町 1-11)	壺井 鈴雄	マニエラ建築設計事務所 大江一夫	西坂工務店	建築物
	アサヒビール(株)西宮工場 (津門大塚町 11-52)	アサヒビール(株)			行為
	ギャラリー小さい芽 (千歳町 6-20)	澤田 隆			行為
	松本 邸 (雲井町 2-7)	松本道子			行為
宮水井戸場修景 (石在町 55、56、57)	大関(株)、辰馬本家酒造(株)、白鷹(株)			行為	
第3回表彰 平成12年度	アンリ・シャルパンティエ ハーバースタジオ 4 3 (久保町 5-16)	(株)アンリ・シャルパンティエ 本野田酒造(株)	(有)伊東建築計画室	(株)ハンシン建設	建築物
	酒ミュージアム 酒蔵館 (財)白鹿記念酒造博物館 (浜町 4-10)	辰馬本家酒造(株)	(株)大林組	(株)大林組	建築物
	新西宮ヨットハーバー センターハウス (西宮浜 4 丁目 16-1)	新西宮ヨットハーバー(株)	K計画事務所	(株)竹中工務店	建築物
	海のまち団地管理組合・海のまちコミュニティ協議会 (西宮浜 4 丁目 11 番街区)	海のまち団地管理組合・海のまちコミュニティ協議会			行為

	名称及び所在地	建築主/代表者	設 計 者	施 工 者	部門
第4回表彰 平成17年度	グランドメゾン苦楽園桜町 (桜町1-20)	積水ハウス(株)	(株)竹中工務店	(株)竹中工務店	建築物
	西宮聖ペテロ教会聖堂 (郷免町8-5)	西宮聖ペテロ教会	(株)新井組	(株)新井組	建築物
	白鷹緑水苑 (鞍掛町5-1)	白鷹緑水苑	(株)竹中工務店	(株)竹中工務店	建築物
	阪神香櫨園駅 (松下町1-1)	阪神電気鉄道(株)	東洋技研 コンサルタント(株)	鹿島建設・西松建設 共同企業体	建築物
	濱甲子園倶楽部会館保存 (浜甲子園2丁目10-5)	浜甲子園町会			活動
	東山台緑化協定 (東山台2、3、4丁目)	東山台緑化協定 代表委員会			活動
第5回表彰 平成22年度	鷺林寺境内トイレ (鷺林寺町4-8)	前田 榮子 (寄贈)	h+m アトリエ	(有)團上工務店	建築物
	阪神甲子園球場 (甲子園町1-82)	阪神電気鉄道(株)	(株)大林組大阪本店一級 建築士事務所	(株)大林組大阪本店	建築物
	ウーバレ・ガーデン (用海町4-36)	日本盛(株)	志柿敦啓建築設計事務所	(株)竹中工務店	建築物
	阪急西宮ガーデンズ (高松町14-2)	阪急電鉄(株)	(株)安井建築設計事務所 (株)竹中工務店	(株)竹中工務店	建築物
	甲南大学西宮キャンパス 西宮 CUBE 棟 (高松町8-33)	(学)甲南学園	(株)日本設計	鹿島建設(株)	建築物
	ウェリス上甲子園 (上甲子園3丁目10-24、9-12)	エヌ・ティ・ティ都市 開発(株) 野村不動産(株)	浅井謙建築研究所(株)	ナカノフドー建設・野村建設工業 共同企業体	建築物
	(株)吉田製作所 本社工場 (西宮浜4丁目7-47)	(株)吉田製作所	(株)瀬戸本淳建築研究室	(株)柄谷工務店	建築物
	インテリア・ラボ・タケシタ (甲子園春風町7-4)	竹下 明宏	竹下 明宏	HomeArt's Maeda、 インテリア・ラボ ・タケシタ	広告物
	甲陽園目神山地区まちづくり協議 会 (甲陽園目神山町)	甲陽園目神山地区 まちづくり協議会			活動

名称及び所在地		建築主/代表者	設 計 者	施 工 者	部門	
第5回表彰 平成22年度	(まちなみ発見クラブ賞) 市民特別賞	浜甲子園さくら街 (建替I期) (古川町3 他)	UR 都市機構	(株)現代計画研究所 (株)昭和設計	コーナン建設(株)他	建築物
		阪神西宮駅東バス停上屋 (西宮市与古道町)	阪急バス(株) エムシードゥコー(株)	エムシードゥコー(株)	コガセ工業(株)	広告物
		インテリア・ラボ・タケシタ (甲子園春風町7-4)	竹下 明宏	竹下 明宏	HomeArt's Maeda、 インテリア・ラボ ・タケシタ	広告物
		けやき散歩道 (旧国道(甲子園筋～武庫川))	甲子園けやき散歩道			活動
		甲陽園目神山地区まちづくり協議会 (甲陽園目神山町)	甲陽園目神山地区まちづくり協議会			活動
第6回表彰 平成27年度	(まちなみ発見クラブ賞) 市民特別賞	八代邸、H邸、I邸、 N邸(外構作庭部分) (鷲林寺南町)	八代緑、他3名	尼崎博正	尼崎庭園	建築物
		大手前大学さくら夙川キャンパスメディアライブラリーCELL(御茶家所町)	学校法人 大手前学園	株式会社 日建設計	株式会社 大林組	建築物
		武庫川女子大学建築学科・大学院建築学専攻スタジオ(戸崎町1-13)	学校法人 武庫川学院	株式会社 日建設計(監修:武庫川女子大学建築学科)	株式会社 竹中工務店	建築物
		GB HAIR SALON (相生町7-26 夙川チェリーハウス1階)	佐田牧夫	株式会社 Crea	株式会社 Crea	広告物
		夙川ガーデンクラブ (霞町 雲井橋南側)	夙川ガーデンクラブ			活動
		武庫川女子大学建築学科・大学院建築学専攻スタジオ(戸崎町1-13)	学校法人 武庫川学院	株式会社 日建設計(監修:武庫川女子大学建築学科)	株式会社 竹中工務店	建築物

西景広審発第14号
令和3年12月22日
(2021年)

西宮市長 石井 登志郎 様

西宮市都市景観・屋外広告物審議会
会 長 末包 伸吾

西宮市都市景観形成基本計画の改定について【答申】

令和3年12月16日付西都デ発第32号にて諮問されました標記の件について、西宮市都市景観条例第5条第2項の規定に基づき当審議会で審議した結果、本案を適切と認めましたので、この旨答申します。

西 都 発 第 3 2 号
令 和 3 年 1 2 月 1 6 日
(2021 年)

西宮市都市景観・屋外広告物審議会
会 長 末 包 伸 吾 様

西 宮 市 長 石 井 登 志 郎

西宮市都市景観形成基本計画の改定について【諮問】

このことについて、西宮市都市景観条例第5条第2項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

資料 西宮市都市景観・屋外広告物審議会委員名簿 (五十音順、敬称略)

委員氏名	任期 1	任期 2	
赤澤 宏樹	○		兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授
伊藤 志津子	○	○	すみれ法律事務所
大平 和弘		○	兵庫県立大学自然・環境科学研究所講師
川口 勝行	○		(公募)
川崎 雅史	○	○	京都大学大学院工学研究科教授
喜村 謙一	○	○	兵庫県屋外広告美術協同組合
栗山 尚子	○	○	神戸大学大学院工学研究科准教授
神農 悠聖	○	○	大手前大学建築&芸術学部教授
清水 彬仁		○	(公募)
白井 治	◎	◎	株式会社まち空間研究所
末包 伸吾		●	神戸大学大学院工学研究科教授
田野 万治郎	○		兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室長
藤本 郁子		○	(公募)
堀 久樹	○		(公募)
前田 俊文	○	○	兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室長
森本 順子		○	武庫川女子大学景観建築学科准教授
安田 丑作	●		神戸大学名誉教授
横山 嘉夫	○	○	一般社団法人兵庫県建築士事務所協会阪神支部

任期 1：平成 30 年 12 月 1 日～令和 2 年 11 月 30 日

任期 2：令和 2 年 12 月 1 日～

●：会長、◎：副会長、○：委員

肩書きは各任期当時

資料 審議の経過

審議会等	開催時期	審議事項
令和元年度第3回 都市景観・屋外広告物審議会	令和元年9月	基本計画、景観計画、ガイドラインの位置づけ、課題及び改定方針について
令和元年度第4回 景観アドバイザー部会	令和元年10月	基本計画、景観計画、ガイドラインの構成(案)、基本計画改定案(西宮市の景観、西宮市全体の景観形成の考え方)について
令和元年度第9回 景観アドバイザー部会	令和2年2月	景観構造について、西宮市都市景観形成基本計画改定(素案)の報告
令和2年度第5回 景観アドバイザー部会	令和2年10月	西宮市都市景観形成基本計画改定(素案)の報告
令和2年度第1回 都市景観・屋外広告物審議会	令和2年11月	西宮市都市景観形成基本計画改定(素案)の報告
令和2年度第3回 都市計画審議会	令和2年12月	西宮市都市景観形成基本計画改定(素案)の報告
パブリックコメント実施	令和3年3月～ 令和3年4月	
令和3年度第2回 都市景観・屋外広告物審議会	令和3年5月	パブリックコメント実施結果報告
令和3年度第1回 都市計画審議会	令和3年6月	パブリックコメント実施結果報告
令和3年度第4回 都市景観・屋外広告物審議会	令和3年12月	西宮市都市景観形成基本計画の改定についての諮問
令和3年度第4回 都市計画審議会	令和4年1月	西宮市都市景観形成基本計画の改定についての報告

写真提供：牛田 孝次（西宮まちなみ発見倶楽部）

西宮市都市景観形成基本計画 2022 改定版

編集・発行／令和 4 年（2022 年）4 月
西宮市都市計画部
〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号
TEL (0798) 35-3545



西宮市

